

'83 2月

No.161号



「鬼は外、福は内」

特別養護老人ホーム、鹿部ナーシング
ホームで豆まきをしました。

職員が鬼にふんして大盛況でした。

(2月3日撮影)

広報しかべ

用、事業用土地の評価、取引相場のない株式評価方式の改善に取り組まれておりますが、国におかれましては次の事項を内容とする中小企業承継税制が昭和五十八年度において創設されるよう要望します。

二、相続財産の約七割以上が土地であり、その相続負担が過重であることからかんかみ、居住用、事業用土地の課税価格について軽減措置を講ずること。

三、個人企業の事業用財産について、農業並みの生前相続制度を創設すること。

左記事件について、次のとおり意見書を提出するものとしました。
すけとうだら刺網並びに沿岸漁業
操業区域拡大に関する西望につい
て
昭和五十二年六月沖合漁業二〇
〇海里設定以来、漁船漁業の占める
操業は、我国ばかりでなく、外
国漁船までも、おしなべて我が國
沿岸回遊魚に競合している現状は
ここ数年、日を次いで激しさを増
している実態にあります。
かかる事情から当渡島沿岸の大
宗漁業である「すけとうだら漁業
に至っては、ソビエト、韓國漁船
の入合操業、加えて我が国底曳漁
船等の無謀操業等から資源の減少
は著しく、年々管内この種漁獲の
生産が激減の一途を辿っている現
況はご承知のとおりでございます。
これら資源の回復のためには當
管内に於ては、定置漁業関係者等
の積極的な協力を受け、「すけと
うだら鮭魚及び幼稚」の乗網した
場合、全面的放流するなど、この
種漁業の進展に大きく寄与してい
る実情にあります。
かかる事情の中で共同漁業権の
道での区画は、底曳き操業禁止ラ
インの設定上の絡みもあり、胆振

管内沖出し二七、〇〇〇メートル、
渡島管内最大沖出し一五、〇〇〇
メートルと、いう極めて操業上狭隘
な海域に当管内約四〇〇有余隻に
のぼる漁船漁業者が操業している
実態にあります。

これら漁業者にあつては、生計
維持の上から、やむにやまれぬ心
情から胆振海域に一部投網すると
いう漁業者が近年続発し、ために
両漁業者間に紛争を起こしている
事情等もあることから、これらの
解決の方途を協議検討を加
えている訳であります。

以上の実態を考えるとき、両管
内漁業海区設定の現状には余りに
も沖出し海域の大幅な格差のある
ことから、この不合理解決のため
当管内操業海域拡大のため、次の
二点について要望するものであり
ます。

○提出先
北海道知事、北海道水産部長、
北海道連合海区漁業調整委員会
会長

議案提案者 渡 部 良 次
賛 成 者 西 谷 正 昭
佐 藤 友 一
松 川 義 雄

〃

発議第三号

韓国漁船に対する「漁業水域に関する暫定措置法」の適用に関する要望について

韓国漁船に対する「漁業水域に関する暫定措置法」の適用に関する暫定措置法の適用に際し次のとおり意見書を提出するものとしました。

韓國漁船に対する「漁業水域に関する暫定措置法」の適用に関する要望意見書

本道周辺海域における韓国大型トロール漁船操業問題は、昭和十五年十一月より日韓両国政府間暫定措置が実施され一応の行政的措置がはかられたところである。しかしながら、本措置実施以降、漁具被害は減少したものの、国内規制及びぬ中に於いての引き続く韓国大型トロール漁船操業によつて太平洋えりも岬以西の渡島、つて太振冲合海域をはじめとしてスケ

ソ、タラ、カレイなどの底漁資源は激減し、これに依存する関係漁業者は減船、再編せざるを得ない窮地に追い込まれている。もはやかかる事態の抜本的解決は、韓国漁船に対するのが国二〇〇海里法の全面適用以外に途はないため、下記事項の実現が期せられますよう、特段の措置を講ぜられたく要望する。

記

一、明年十月の日韓政府間暫定措置期限後、ただちにわが国二〇〇海里「漁業水域に關する暫定措置法」における韓国に対する適用除外条項の削除措置を講ずること。

以上、地方自治法第九九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和58年
第1回村議会

時 会

老人医療費に関する条例改正 一般会計・国保会計の補正予算

常任委員会の構成がえなど

昭和五十八年第1回村議会臨時会は、去る一月二十七日に開催され、老人医療費に関する村条例の改正、一般、国保会計の補正予算、昭和五十七年度鹿部村老人保健特別会計予算を原案どおり議決し、常任委員会の構成がえを行ないました。主な内容は、次のとおりです。

議案第四号

昭和五十七年度鹿部村一般会計補正予算について

一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、三一五万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ、一五億三、三〇六万六千円としました。主なものは、広報無線車購入費が、三一五万三千円（補助三〇〇万円）、老人保健特別会計操出金八四万九千円。

議案第五号

昭和五十七年度鹿部村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

老人保健のため国保会計より、七三四万四千円を拠出することといたしました。

議案第六号

▼建設常任委員会

	委員長	副委員長	委員	副委員長	委員長	副委員長	委員
〃	松川義雄	吉田武藏	毛利武藏	高田吉雄	西谷昭	高田吉雄	吉武夫
〃	〃	〃	〃	〃	小田輝次	高橋浅雄	高健太郎
〃	〃	〃	〃	〃	佐藤友一	方健太郎	光忠良夫
〃	〃	〃	〃	〃	千葉行次	山常次	太行次

議会常任委員会の構成が一新され、一月二十七日に開催された臨時会で常任委員会の構成が一新されました。

改正する条例の制定について
鹿部村国民健康保険条例（昭和四十一年条例第二十六号）中過料の額「二千円」を「二万円」に改めました。

鹿部村重度心身障害者、母子家庭等の母及びその児童の医療費の給付に関する条例の全部を改正する条例の制定について
鹿部村重度心身障害者、母子家庭等の母及びその児童の医療費の給付に関する条例（昭和四十八年条例第二十九号）の全部を改正しました。（国の法律の改正、老人保健法の制定等による。）

議案第三号

鹿部村老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
鹿部村老人医療費の助成に関する条例（昭和五十三年条例第一号）の一部を改正しました。
従来六十五才（一）六十九才までの方で、単身世帯や老人夫婦のみの世帯そして老人と児童の世帯に対し医療費の自己負担分を助成していませんでしたが、改正により一部を自ら負担することとなりました。

鹿部村国民健康保険条例の一部を改正しました。

昭和五十七年度鹿部村老人保健特別会計予算について
昭和五十七年度鹿部村老人保健特別会計を歳入歳出それぞれ一、七〇〇万六千円として定めた。

議案第二号

鹿部村重度心身障害者、母子家庭等の母及びその児童の医療費の給付に関する条例（昭和四十八年条例第二十九号）の全部を改正しました。（国の法律の改正、老人保健法の制定等による。）

「交通安全は、家庭から」

交通事故死ゼロの日が

384日間続いています（1月31日現在）



58年度 新入学児童は

男子 41名

女子 35名

計 76名



下山工脇中鈴久保田藤坂居木田田沢澤藤山岡山田	小赤柳伊横松小久保	児童名
美貴尚大恵辰吉優雅麻貴雅		
誓穂子宏祐司之宏香学敏穂勉久和		
下山工脇中鈴久保田藤坂居木田田沢澤藤山岡山田	小赤柳伊横松小久保	児童名
一憲健清敏昭芳孝安克博幹辰春		
以上15名 雄子郎司夫博夫弘雄行一夫信美登		保護者名

鹿部地区

盛佐佐吉吉表瓜
児童名
田藤藤田田野田
美梨一みゆき純哉
穗子沙也紀子子

盛佐佐吉吉表瓜
児童名
以上7名 行義昭義准健
一春秋義次司祐

大岩地区

宮浜地区

伊伊三川江和古高佐佐木川
児童名
藤藤上原崎野村田藤藤村村
広順奈夕祐辰幸栄広
人一緒香子也司仁宏成幸宣
伊伊三川江和古高佐佐木川
藤藤上原崎野村田藤藤村村
順隆康俊俊正幸利頼勝成一
一夫男弘三志弘幸幸弥幸治

松小松中佐今森中大伊村桜和松佐奥
川石川村藤村根水藤松井野本藤山
多豪し佳也美昌貴健幸美千待秀義将
加子人ぶ子幸子裕介樹洋子鶴樹幸信
松小松中佐今森中大伊村桜和松佐奥
川石川村藤村根水藤松井野本藤山
以上28名 和俊宣鐵初泰敏義勇雪明日良
進夫行雄雄雄章樹三一男博和泰司



菅酒山村村中高若松高川平野田釜伊米山高松中高杉木中高
又谷本林田村本山川本村井田宮沢藤本本橋本村橋本村村田
靖美美美奈泰文博京千榮亞修久浩順百馬千雅大
仁敦泉子子保子枝弥信也子子希子子行史仁子子ゆ絵聖和成
菅酒山村村中高若松高川平野田釜伊米山高松中高杉木中高
以上26名 春福邦正徳唯勇博常勝武清勝一道光義昭幸
登江助烈秋行敏弥志訓昭等正彦一貢義造豊昭幸茂衛八吉

本別地区

昭和57年分所得の申告日程決まる

—今年も各地域で必ず忘れずに申告を—

あなたの税金がここにも（村道海岸線改修工事）

月 日	時 間	場 所	月 日	時 間	場 所
2月21日(月)	9時～14時	大岩生活改善センター	2月24日(木)	9時～16時	中央公民館
2月21日(月)	14時30分～16時	ししペ生活館	2月25日(金)	9時～16時	本別会館
2月22日(火)	9時～16時	鹿部会館	2月26日(土)	9時～12時	本別会館
2月23日(水)	9時～16時	宮浜児童館	2月26日(土)	13時～16時	出来澗会館

上記の日程で昭和57年分（1月～12月）所得の確定申告を行います。役場からは日時、場所を指定されますが都合の悪い方は期間中に都合のよい会場で申告して下さい。

●持参するもの

- ①印鑑 ②昭和57年中に支払った生命保険の領収証 ③医療費控除を受ける方はその領収書
- ④出稼された方は給与支払明細書 ⑤営業されている方は仕入売上、経費のわかる書類
- ⑥住宅取得控除を受ける方はその書類（別掲参照して下さい）

*申告をしない場合は諸控除を受けられないと同時に法にもとづき罰せられますので必ず申告をして下さい。

所得税・贈与税の 申告始まる！

税務署から

昭和57年分の贈与税の申告は、
2月1日から、所得税の確定申告
は、2月16日から、それぞれ受付
が始まります。どちらも申告期限
は、3月15日です。

前でも受け付けています。
雑損控除、医療費控除、住宅取
得控除などにより、所得税の還付
を受けるための申告は、2月16日
までの申告が、2月16日までに税
務相談室や税務署にお尋ね下さい。
申告書の書きかたなどで分からな
い点がありますから、お気軽に税
務相談室や税務署にお尋ね下さい。
相談の時期は、3月上旬が比較的
すいていますので、申告はでき
るだけ早く済ませるようにして下
さい。



函館税務署
函館市新川町26-6
○一三八一三一四一三一

滞納が急増しています。…納入に特段のご協力を！

一保険税、村道民税

固定資産税 そして軽自動車税一

=納入の確認を……納期はすぎていませんが一



税金がもどります！

出稼先等で所得税を納められた方

II 確定申告で還付手続をII

昨年中（昭和57年中）に所得税を納めた方で次に該当する方は、3月15日までに役場、又は税務署に於て還付請求の手続をして下さい。納めた税金が戻ります。

▽出稼先等で所得税を納めた方

昨年出稼ぎ、又はアルバイト等で、雇用先から賃金を受けた際に所得税を差引かれている方は、確定申告の際源泉徴収票を持参されると諸控除の適用によつて全額又は一部が戻る場合があります。

▽医療費を多く支払った方

あなたや、家族が病気、ケガで支払った医療費（通院費含む）

昨年、自分で住むための住宅を新築したり、新、中古住宅を買つたりしたときは、その住宅に居住した年から三年間床面積に応じた住宅取得控除が受けられます。

○住宅取得控除を受けるための条件（最高一千万円の控除）

- (1) その年の合計所得が八百万円以下であること
- (2) 床面積が40m²以上165m²以下（50坪未満）

○住宅完了または、購入した日から6ヶ月以内に入居し、引続いて居住していること。

○住宅ローン等に係る住宅取得控除を受けるための条件（最

がその年の総所得の5パーセントを超える場合は、一二百円を限度として、医療控除の適用を受けることができます。ただし保険金や、高額医療費等で補償された部分の金額は除かれます。

※医療控除に必要な書類

- (1) 医療費を支払った領収書
- (2) 給与所得の源泉徴収票（事業所得者は必要なし）

▽家を新築 購入又は中古住宅を購入した方

昨年、自分で住むための住宅を新築したり、新、中古住宅を買つたりしたときは、その住宅に居住した年から三年間床面積に応じた住宅取得控除が受けられます。

高三万円の控除）

(1) 民間の金融機関等からの借入金であること。

(2) 返済期間が10年以上にわたるものでかつ、月賦のよう分割して返済している場合（その年の返済金が30万円以上）

(3) 工事完了または、購入した日から6ヶ月以内に入居し、引続いて居住していること。

① 住民票の写し
② 住宅の平面図（面積のわかるもの）



II三月一日～三月二十日II

昭和58年1月1日現在に所有している土地、建物、償却資産について、課税する固定資産税の台帳を、3月1日から3月20日までの間、役場税務課において縦覧に供しますのでお知らせします。

尚、昭和57年中に土地、建物、償却資産の異動（新增築、消滅等）があつた方は特にご確認下さい。

台帳縦覧期間

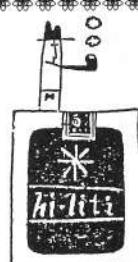
固定資産税課税



- ③ 工事請負契約書、又は登記簿 謄本
 - ④ 給与所得の源泉徴収票（事業所得者は必要なし）
 - ⑤ 住宅ローンの控除適用を受けた方は、住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書
- ※詳しくは役場税務課へお問い合わせ下さい。
- (七)一一一一番

タバコは、村内で買いましょう。

—1箱から31円が税金として
村に還元されます。—



ご存知ですか

国民年金の知識

- 5 -

拠出年金 その4

母子年金・準母子年金

母子年金は、一家の生活を支えていた夫が亡くなつたとき、残された妻と子の生活の安定を図るために支給されます。

支給を受ける条件

一、死別した夫によって扶養されていた妻が、一八歳未満の子または二〇歳未満の障害の子といっしょに生活をしていること。

二、死亡日の前日において、妻自身が一定の納付要件を満たしていること（最低必要期間は、最近の一年間の保険料がすべて納付されていること）。

※夫が国民年金に入れていたかどうかは関係なく、妻自身が一定の期間保険料を納めていることが条件です。

支給される年金額

子一人の場合 五六一、八〇〇円
子二人の場合 六三一、八〇〇円
子三人以上の場合 三人目から一人四、〇〇〇円を加算

※母子加算—夫の死亡で他制度から遺族年金をうけられない場合には、一八〇、〇〇〇円が加算されます。

支給の停止

一、夫の死亡を理由に労働基準法の規定による遺族補償等を受けることができるとき。

二、支給の原因となつた夫の死亡について公的年金給付をうけることができるときは、母子年金の額の五分の一が支給停止されます。

三、該当する子が一八歳あるいは二〇歳に達したとき。



保険料は忘れず納めましよう

最近、国民年金の保険料を未納する人が増えてきていますが、未納する理由として保険料が高い、死亡した場合わずかな一時金しか支払われない、それに伴う生命保険への加入、この三つがあげられると思います。

そこで今回、この三つのことに關してふれてみたいと思います。まず保険料が高いということですが、これは未納理由の中でも多い割合を占めると思います。

昨年度の保険料は、一ヶ月四、五〇〇円、現在は五、二二〇円、

四月からは五、八三〇円と年々段階的に引上げられてきています。

これまでいくと来年も引上げらることはまちがいないでしょう。

このように保険料が年々引上げられるのは、年金額（実際に現在年金を受給している人の金額）に物価の上昇に合わせて金額が引上げられる「物価スライド制」が取り入れられているため、年金を支払うための費用の約三分の一をまかなっている保険料も引上げられなければ、年金の支払い額だけ増え財政を保つことができなくななるからなのです。

次に、死亡一時金とともに伴う生命保険への加入による未納ですが、確かに国民年金では死亡した場合わずかな一時金しか支払われません。そのため死亡時の保障が大きい生命保険へ加入する人が増えると思つのですが、国民年金の本來の意とすることは、あくまで老後の生活のささえになるということなのです。

「老後の生活を何に頼るか」という調査では、国民年金を含めた「公的年金」と答えた人が六割以上おります。老後の生活費の全部を年金でまかなうことはできないでしょうが、やはり国民年金などの公的年金が老後保障の核となつてきます。

生命保険では、老後の保障はまかないません。やはり国民年金が将来大切になつてくるのです。

また個人年金というものがでわってきていますが、これは長期の貯蓄の受け取り方法を年金に似た型で分割で受け取るようになつたので、国民年金のよつた物価スライドはありませんし、事務費、人件費等の必要経費が、差し引かれ、年金が支給されます。（国民年金の必要経費は、全額国で負担する）

このように個人年金は国民年金と機能的に異なるものです。しかし個人年金の役割を否定するわけではありません。

あくまで国民年金に加入し、保険料を納めていくことがあります第一であり、そのうえで余裕があれば個人年金に加入し、将来、より多い年金で豊かな老後をすごすといふことです。

また最近、「国民年金の財政危機」がマスコミ等で取り上げられ、いかにも、将来、年金がもらえないというような報道をしていましたが、国民年金は国が責任をもつて運営している制度であり、年金は間違いなく受給できます。

以上、国民年金の未納理由について述べましたが、なぜ保険料が高いのか、国民年金は、あくまで老後のための保障であるといふことなど、国民年金制度の意味を理解し、未納なく保険料を納めてくださるようお願い致します。

寺田 秀美くん

小嶋 芳子さん

フレッシュさん
- 5 -

◎去年の三月に昭和女子高校を卒業。卒業後渡島リハビリに勤務するが、入った当初は「私では、つとまらないのではないか?」と思いま

◎職場について

渡島リハビリで療母をしていましたが、入った当初は「私では、つとまらないのではないか?」と思いま

◎去年の三月に昭和女子高校を卒業。卒業後渡島リハビリに勤務するが、入った当初は「私では、つとまらないのではないか?」と思いま

た。しかし、上司の方や、先輩にはげまされ、教えられてやっと仕事をなれたところです。

これからも「奉仕」の気持ちを大切にして入所者の介護にあたりたいと思います。

新聞等でみましたが、「鹿部村」を町へと昇格するため準備を進めているそうですが、一日も早く「鹿部町」になつてもらつて、今まで以上に活気のあるマチになつてもらいたいと思います。

◎今後の鹿部村について

新聞等でみましたが、「鹿部村」を町へと昇格するため準備を進めているそうですが、一日も早く「鹿部町」になつてもらつて、今まで以上に活気のあるマチになつてもらいたいと思います。

懸命やつています。上司や先輩のやさしい指導でやつとなればじめたところで、入社前に期待しているとおりの職場です。

◎今後の鹿部村について

鹿部にもつと働くところがあつたら若者はもつと沢山鹿部にいると思うので、職場をふやしてもらいたいと思います。またそれが、景気の回復、村の発展につながると思います。

また、早く「鹿部町」になつてもらいたいと思います。

◎職場について
勤めてからまだ一ヶ月にもならないので全くわからず、ただ一生

・資格
・申込先
・期限
・人員
・申込先
・役場産業課
・期限
2月28日まで

指定商品の値段の調査をしていく。
ただく「物価モニター」を道で募集しておりますのでお知らせします。

・資格
・申込先
・役場産業課
・期限
2月28日まで

消費生活モニター募集

商品のチェックをしていただくなっていますのでお知らせします。

・資格
・申込先
・役場産業課
・期限
2月28日まで

お知らせ



申請できる地域

函館中央署・西署管内に住所を有する方

ガソリンスタンドの
日曜当番制営業について

揮発油販売業法の一部改正により、昨年の10月から日曜日の営業が制限されておりますが、消費者の利便性を確保するため日曜日は、当番制により営業を実施していますのでお知らせします。

(産業課商工係)

2月13日	田松川商店	平日	9時～10時	10時～12時	13時～14時	14時～15時
2月20日	カネイ木村商事	土曜	9時～10時	10時～11時	11時～12時	12時～1時
2月27日	清水商店					
3月6日	田松川商店					
3月13日	カネイ木村商事					
3月20日	清水商店					
3月27日	田松川商店					

物価モニター募集

3月13日
3月20日
3月27日

・資格
・申込先
・役場産業課
・期限
2月28日まで

指定商品の値段の調査をしていく。

ただく「物価モニター」を道で募集しておりますのでお知らせします。

・資格
・申込先
・役場産業課
・期限
2月28日まで

更新運転免許証の即日交付について
運転免許証を更新する際、申請したその日のうちに新しい免許証が交付される制度が二月から始まりました。概略は、次のとおりです。

運転免許証を更新する際、申請

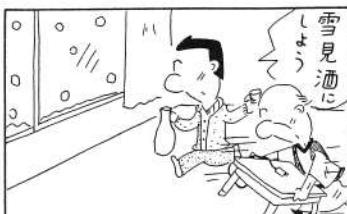
したその日のうちに新しい免許証が交付される制度が二月から始まりました。概略は、次のとおりです。

広報しかべ

さわやか君



西村 宗



吉西三石葛大宮



田上田西平森

江與ま恵義ト義

き一さ美貴シ芳

おくやみ
もうします

久保田	村	荒平田	込伊木
田本町	野中山藤村		
眞由美子	久幸哉	圭亮	
澄美子	範子	恵祐太	
義悟	真由廣敏英	幸誠	父
	文司雪美之	一	
鹿部	鹿宮本宮	本宮本宮	住
鹿部	鹿宮本宮	本宮本宮	所
別所	別所	別所	部

発行／鹿部村・編集／企画管財課・製作／久保内印刷

(字宮浜一村民)

問

私は、去年の十二月二十八日に鹿部村に転入しましたが、四月に行なわれる知事・道議選挙では鹿部村で投票できるでしょうか。

ここが
聞きたい

-17-

答

選挙人名簿への登録は、毎年九月一日現在で登録される定時登録と、選挙の際登録基準日を定めて登録する選挙時登録があります。四月十日に執行予定の知事・道議選挙の「登録基準日」は、三月二十七日になりましたので、その日から遡って三ヶ月前の十二月二十七日以前に当村に転入された方が、選挙時登録で登録されることになりますが、お問い合わせでは、十二月二十八日転入したとのことですので今回、当村の選挙人名簿には登録されず、従つて前住所地の町村で投票することとなりますが、おまちがえのないよう注意下さい。また、その際、転入後当村から移動していない旨の村長の証明書が必要となりますので戸籍係で交付を受けて投票の際に証明書を提示下さい。

なを、投票日当日に家事等で前※12月9日以後に当村又は、他の町村を転出された方は前住所地で投票することになります。

○投票日 4月10日の予定
○投票基準日 最終的に3月27日
○当村で投票できる人
（選挙管理委員会）
○12月27日までに転入届をされた方で
○昭和38年4月11日以前に生まれた方
（選挙管理委員会）
○12月27日までに転入届をされた方で
○昭和38年4月11日以前に生まれた方
（選挙管理委員会）

在所地に投票に行けない方は、不在者投票という制度があり、当村で投票日以前に投票できます。
選挙は、私たちが政治に参加することができる「またとないチャンス」です。棄権はしないで必ず投票しましょう。

詳しく述べるところがござりますが、選挙管理委員会（役場総務課内）までお問い合わせ下さい。
（選挙管理委員会）

知事・道議選挙
○投票日 4月10日の予定
○投票基準日 最終的に3月27日
○当村で投票できる人
（選挙管理委員会）
○12月27日までに転入届をされた方で
○昭和38年4月11日以前に生まれた方
（選挙管理委員会）
○12月27日までに転入届をされた方で
○昭和38年4月11日以前に生まれた方
（選挙管理委員会）

世帯と人口

(58.1.31現在)
()は前月比です。

世帯数	1,318世帯	(-4)
男	2,555人	(-5)
女	2,560人	(+1)
計	5,115人	(-4)

戸籍の窓

2月・3月の救急病院

- 2月20日……遠藤 医院 (七飯町) ☎ 0138(67)2070
 2月27日……国立療養所 北海道第一病院 (七飯町) ☎ 0138(65)2525
 3月6日……尚仁堂 診療所 (大野町) ☎ 0138(77)8105
 3月13日……佐々木 外科 医院 (七飯町) ☎ 0138(65)3520
 3月20日……澤田 医院 (鹿部村) ☎ (7)2105
 3月21日……西谷 医院 (七飯町) ☎ 0138(65)2330
 3月27日……渡辺病院 美ヶ丘病院 (大野町) ☎ 0138(77)8761

診療時間は午前9時～午後4時